

岐阜県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

後期高齢者医療資格確認書（資格確認書）について

後期高齢者医療の資格確認書は、岐阜県内の市町村にお住まいの75歳以上の方と、65歳から74歳の方で一定の障がいがあり、後期高齢者医療保険に加入された全ての方に、マイナ保険証利用登録の有無に関わらず交付されます。現在の保険証または資格確認書の有効期限は令和7年7月31日までとなっております。**令和7年8月以降に受診される際は、マイナ保険証または新しく交付される資格確認書（薄い赤色）をご使用ください。**

《資格確認書イメージ・薄い赤色》

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和 8 年 7 月 3 1 日 交付年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
住所	岐阜県岐阜市柳津町宮東一丁目1番地
被保険者氏名	広域 太郎
性別	
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
負担割合	〇割
免効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
限度区分	
免効期日	
長期入院該当日	
特定疾病区分	
免効期日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	岐阜県後期高齢者医療広域連合 公印

有効期限をご確認ください

資格確認書は、お住まいの市町村より簡易書留で郵送します。

お問い合わせ

- 資格確認書について
岐阜後期コールセンター
電話番号：0570-051520
※9:00～17:00（土・日・祝日を除く）
（令和7年8月29日（金）まで）
- 制度改正などの内容について
厚生労働省コールセンター
電話番号：0120-117-571
※9:00～18:00（日・祝日・年末年始を除く）
（令和8年3月31日（火）まで）

マイナ保険証をご利用ください

マイナンバーカードを健康保険証（マイナ保険証）としてご利用いただくことで、さまざまなメリットがあります。利用をご希望の方で、マイナ保険証の登録をしていない方は、以下の2つの準備をお願いします。

STEP① マイナンバーカードを取得する

■ 申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請

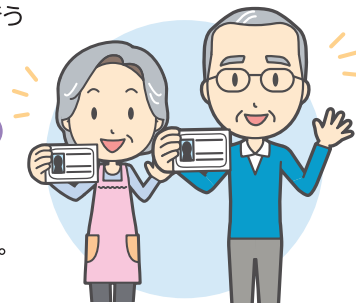
STEP② マイナンバーカードを健康保険証として利用登録する

■ 利用登録の方法

- ① 医療機関や薬局の受付で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

こんな時に便利です マイナ保険証利用のメリット

- データに基づく、より良い医療を受けることができます
過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。
- 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除されます
限度額適用認定の申請を行わなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。



後期高齢者医療制度は、岐阜県内すべての市町村が加入する岐阜県後期高齢者医療広域連合が主体となり、市町村と連携して運営しています。

令和7年度の保険料について

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、令和7年度の保険料は、令和6年分の所得を基に個人単位で計算します。

5月末までに被保険者になられた方には、7月中旬頃に、お住まいの市町村より「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

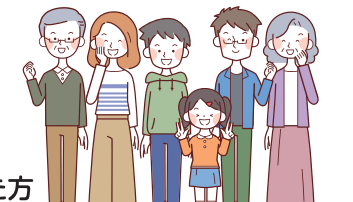
均等割額	+	所得割額	=	年間保険料
49,412円		被保険者の所得 ※ × 9.56%		(100円未満切捨て) 限度額 80万円

※ 前年の総所得金額等から基礎控除額（43万円）を差し引いた額です。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える方は、基礎控除額が少なくなります。

◎以下に該当する方は、保険料が軽減される場合があります。

- ① 同じ世帯の被保険者と世帯主の、前年所得の合計が少ない方
→ 所得に応じ、均等割額の7割、5割または2割が軽減されます。
- ② 後期高齢者医療制度に加入する日の前日に、被用者保険※の被扶養者であった方
→ 所得割額がかかりません。また、加入後2年経過する月まで、均等割額の5割が軽減されます。

※ 協会けんぽ、組合健保、共済組合、船員保険の総称で、国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。



保険料の支払いについて

保険料の支払い方法は、年金から天引きされる特別徴収と、納付書または口座振替で納付する普通徴収があります。

普通徴収の方には、便利で安心な口座振替をおすすめします。口座振替には以下のメリットがあります。

- ① 毎月の支払期限までに金融機関に行って納付書で支払いをする必要がなくなります。
- ② 保険料が登録口座から引き落とされるため、保険料の支払い忘れがなくなります。
口座振替登録のお手続き方法などは、お住まいの市町村担当窓口にご相談ください。

健康診査について

●ぎふ・すこやか健診

生活習慣病の早期発見、早期治療を目的に、健康診査を実施しています。

●ぎふ・さわやか口腔健診

歯の状態やお口の清掃状態、嚥んだり、飲み込んだり、話したりするための口腔機能のチェックを目的として、口腔健康診査を実施しています。

健診の実施時期や実施場所は、お住まいの市町村から送られてくる受診案内や広報紙等でご確認ください。